

令和4年度 第6回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和4年7月22日（金） 午後2時から午後2時40分まで

2 場 所

Web 会議形式

3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、齋藤委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、
八田委員、酒井委員、岡山委員、永村委員、本間委員（13名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角対策監
環境政策課 寺本課長、渡邊副課長、久保田班長、森副主幹、
岩城副主査

傍聴人：3名

4 議 題

- (1) (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
- (2) その他

5 結果概要

- (1) (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）

事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。

- (2) その他

特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について(合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 資料 2 市町長意見の提出状況(合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 資料 3 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書(合同会社いすみ市沖洋上風力) 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 4 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見(合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 資料 5 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見(答申案)(合同会社いすみ市沖洋上風力)
- 参考 1 (仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見(答申案)(合同会社いすみ市沖洋上風力)【見え消し】
- 参考 2 いすみ市沖における先行事例の配慮書との比較表

別紙 審議等の詳細

議題(1) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(答申案審議)

○事務局より資料1～資料5について説明。

(委員)

答申案の内容に関して、項目、文章の表現等、意見、質問等あれば御発言願う。

(委員)

答申案の(7)景観イについて、表現が回りくどくなっており、特に環境保全措置として色彩、質感を求めることを指摘するのではないのであれば、表現を軽くしても良いと思う。例えば、「環境保全措置について風力発電設備の色彩や質感検討する場合は当該措置がバードストライクに及ぼす影響も…」程度で良いと思うので検討いただきたい。

(事務局)

意見の通り、修正をさせていただきたい。

(委員)

洋上風力発電については最近法令の改正も多く非常に複雑な状況になっている。資料4各論の2(1)で、騒音及び低周波音について指導を行うとのことだが、令和2年8月に経済産業省は発電所に係る主務省令を改正し、参考項目を見直している。例えば、工事時の大気環境項目から窒素酸化物、粉じん等の項目の削除、また振動の項目を削除している。さらに、騒音及び超低周波音から超低周波音を削除しており、基本的には簡素化という流れからと理解している。県としては、あくまでも参考項目として事業者が選定する項目でもあるというスタンスで、指導を行うと解釈した意見と認識してよろしいか。

(事務局)

御指摘の通り、主務省令の改正も踏まえ、答申には含めないこととしているが、部長からの意見として指導を行うものと整理している。

(委員)

了解した。

(委員)

一点確認する。2環境影響評価の項目及び手法の(1)地形及び地質について、今までの配慮書すべてに流向・流速の変化による、九十九里浜への影響を指摘しているか。重要な地形・地質は九十九里浜だけではないと思うが、入れる必要があったのか。

(事務局)

当該部分については場所を特定する必要もあり、全て指摘している。

(委員)

代表的なものとして理解した。

(委員)

大体意見出尽くしたようだが、指摘があったのは景観に係る意見修正ということになるので、確認のため、再度修正部分を読み上げられたい。

(事務局)

(4) 景観について修正した文言を読み上げる。「環境保全措置について、風力発電設備の色彩や質感を検討する場合は、当該措置がバードストライクに及ぼす影響も踏まえ、総合的に検討すること。」

(委員)

それでは、修正した内容で結審とするが、賛成であれば意思表示を願う

—全員賛成—

(委員)

過半数を超える賛成を確認したので、これをもって答申とする。以上で、議題1に係る審議を終了する。